

仕様書

1 件 名

景観重要建造物武田邸雨漏修繕

2 履行場所

盛岡市長田町 19－1 武田邸

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 20 日まで

4 修繕内容

- (1) 本修繕は、武田邸における屋根、戸袋等の雨漏箇所修繕に係る業務を行う。
- (2) 修繕の詳細は別添設計書及び図面のとおり。

5 数量等

別添設計書のとおり

6 修繕箇所

別添図面のとおり

7 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

8 施工

- (1) 施工箇所周辺の住民等への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に 発注者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、別紙 1 に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、所定の申請書に同等品の仕様がわかるカタログ等を添えて提出し、事前に同等品審査を受けること。

- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は受注者負担とする。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。なお、処分に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、電力、通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、発注者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (9) 工事中の駐車は、普通乗用車程度 1 台分はあるが、2 台目以降は近隣の有料駐車場等に対応のこと。
- (10) 修繕作業完了後は経過観察を行い、発注者の確認を得ること。また、必要に応じて追加作業等を実施すること。

9 提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕計画書
- (3) 修繕完了報告書
- (4) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (5) その他必要なもの

10 その他

- (1) 作業にあたり、入札前に必要に応じて現場を確認すること。なお、確認の際には事前に盛岡市都市整備部景観政策課に連絡し日程調整を行うこと。
- (2) 別添設計書は参考資料のため、施工箇所を変更した場合など数量等に変更が生じる場合がある。
- (3) この仕様書に定めがない事項及び作業に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。
- (4) 業務に係る消耗品、材料等の費用は、受注者の負担とする。請負者は、この仕様書に基づき、雨漏修繕を誠実に実施しなければならない。
- (5) この仕様書に示されない事項は、発注者及び受注者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 令和 8 年 11 月の土・日は、武田邸が一般公開されるので作業は行わないこと。また、

公開に支障のないよう整理整頓を行うこと。